令和8年10月更新

幼児教育・保育の無償化
認定の手引き

入間市こども支援部　保育幼稚園課　入所・給付担当

〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1　℡：04-2964-1111（内線 2335～2338）

1　幼児教育・保育の無償化の概要

3歳から小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用するお子さんの保育料が無償化されます（上限あり）。

※0歳～2歳までのお子さんについては、非課税世帯※1の場合は無償化になります（上限あり）。

対象になる施設や事業

- 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業
- 幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育
- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など

（市内の無償化対象施設等は、入間市ホームページをご参照ください。）

施設ごとの対象者など

※**令和8年10月1日より金額が変更**となっております。令和8年9月30日までの金額についてはホームページにてご確認ください。

※入間市内にある幼稚園は、角栄幼稚園を除き、新制度未移行幼稚園です。

新制度未移行幼稚園を利用する場合

◦保育料＋入園料　※入園料は入園年度のみ対象

対象児：満3歳から小学校就学前の子ども

→月 28,000 円を上限に無償化されます

（保育料が月 28,000 円以上の場合、入園年度であっても入園料は無償化の対象となりません。）

◦預かり保育

対象児：①**保育の必要性のある3歳児以上の子ども**

②**保育の必要性のある2歳児以下の非課税世帯※1の子ども**

→①は月12,300円、②は月17,700 円を上限に無償化（**1日あたり490円上限**）

◦副食費

対象児：年収約360万円未満相当の世帯の子ども、第3子以降の子ども（小学校３年生以下でカウント）

→副食費が月5,100円を上限に補助されます。

新制度幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用する場合

◦保育料

満3歳以上のお子さんの保育料が無償化されます。

◦預かり保育

対象児：①**保育の必要性のある3歳児以上の子ども**

②**保育の必要性のある2歳児以下の非課税世帯※1の子ども**

→①は月12,300円、②は月17,700円を上限に無償化（**1日あたり490円上限**）

◦副食費

対象児：年収約360万円未満相当の世帯の子ども、第3子以降の子ども（小学校３年生以下でカウント）

→副食費が月5,100 円を上限に補助されます。

認可外保育施設等を利用する場合

以下の子どもについて、月々の保育料が、①は月 40,300円、②は月45,700円を上限に無償化

対象児：①**保育の必要性のある3歳児以上**の子ども

②**保育の必要性のある2歳児以下**の**非課税世帯※1**の子ども

認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業を利用する場合

◦**3歳児以上**のお子さんの保育料が無償化されます。

◦**3歳児以上の年収約360万円未満相当の世帯の子ども**及び**第3子以降の子ども**（小学校就学前の子どもでカウント）の副食費が免除されます。

※1「非課税世帯」…保護者が非課税であるほか、保護者の所得金額がそれぞれ48万円以下の場合で、他に家計の主宰者がいる場合には、その方も含めて非課税である必要があります。**世帯分離をしていても同居の場合は同様です。**以下、本手引きにおける「非課税世帯」「市区町村民税非課税世帯」は同様の意味合いです。

注意

バス代、制服代、行事の費用等（実費徴収や上乗せ徴収）は無償化の対象外です。

2　幼児教育・保育の無償化のための認定について

幼児教育・保育の無償化の給付を受けるためには、施設等の**利用前に**入間市から認定を受ける必要があります。

子どものための「教育・保育給付認定」→対象施設に通園するために必要

認定区分		保育の必要性	対象施設
1号認定	**満3歳以上の小学校就学前の子ども**で、2号認定以外のもの	なし	幼稚園（新制度）※2 認定こども園（教育部分）
2号認定	**満3歳以上の小学校就学前の子ども**で、保護者の就労等により**家庭において必要な保育を受けることが困難**なもの	あり	認可保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	**満3歳未満の小学校就学前の子ども**で、保護者の就労等により**家庭において必要な保育を受けることが困難**なもの		認可保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業

※2　入間市内にある新制度幼稚園は、角栄幼稚園のみです。

子育てのための「施設等利用給付認定」→入園の申込とは別に、**市へ申請が必要**

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業
新1号認定	**満3歳以上の小学校就学前の子ども**で、新2号・新3号認定でないもの	なし	幼稚園（新制度未移行）※3
新２号認定	**満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子ども（3～5歳児）**で、保護者の就労等により**家庭において必要な保育を受けることが困難**なもの	あり	幼稚園の預かり保育 認定こども園（教育部分）の預かり保育 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 など
新３号認定	**満3歳に達する日以後最初の3月31日までの小学校就学前子ども（0～2歳児）**で、保護者の就労等により**家庭において必要な保育を受けることが困難**なもののうち、**非課税世帯**であるもの		

※3　入間市内にある幼稚園は、角栄幼稚園を除き、新制度未移行幼稚園です。

◎企業主導型保育事業を利用している場合は、「施設等利用給付認定」を受けられません。

◎「教育・保育給付認定」を受けて認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育部分）に在籍している場合は、「施設等利用給付認定」を受けられません。

3　施設等利用給付認定フローチャート

利用する施設、お子さんの年齢、世帯の状況により、申請内容が異なります。

◎新制度幼稚園・認定こども園（教育部分）に通園する場合

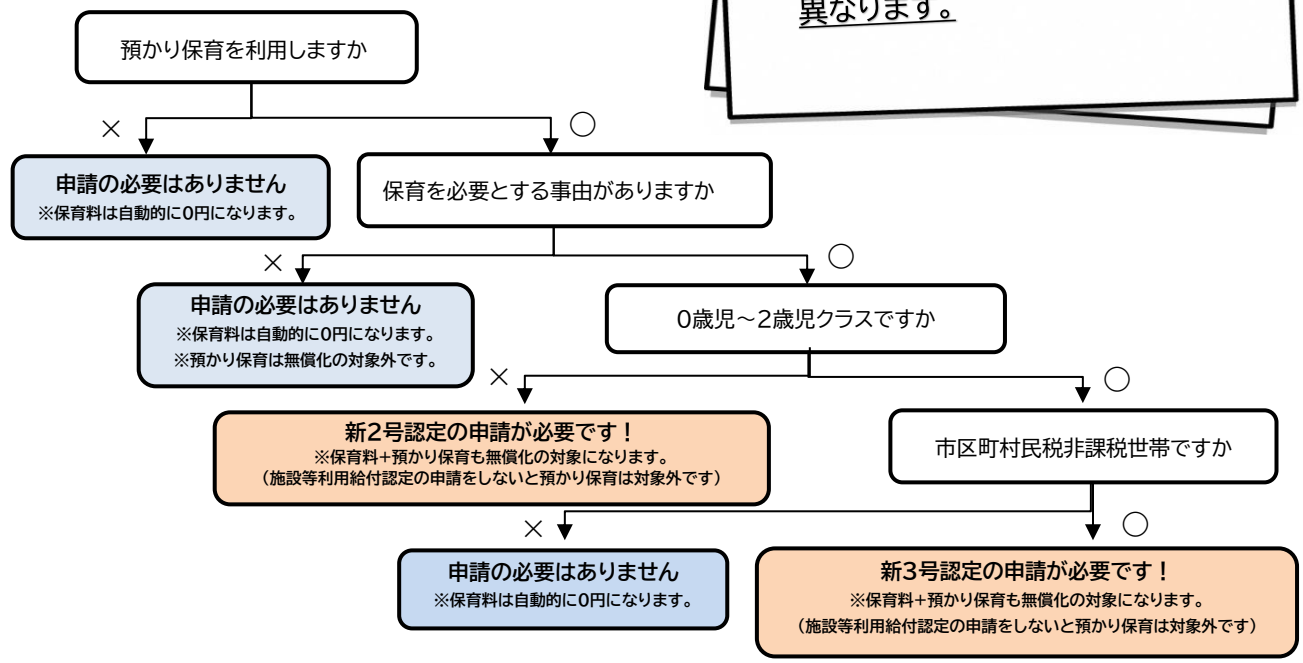

入間市内にある幼稚園は角栄幼稚園を除き、新制度未移行幼稚園です。

◎新制度未移行幼稚園に通園する場合

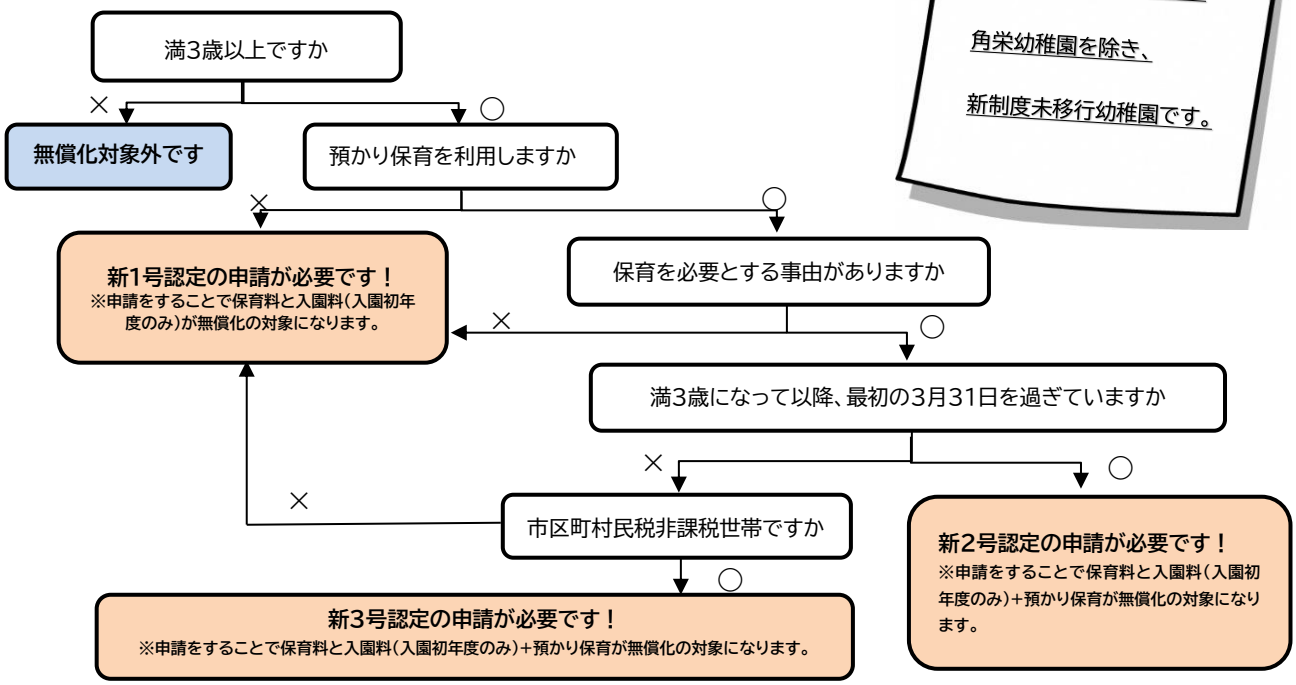

◎認可外保育施設、一時預かり事業、
ファミリー・サポート・センター事業等を利用する場合

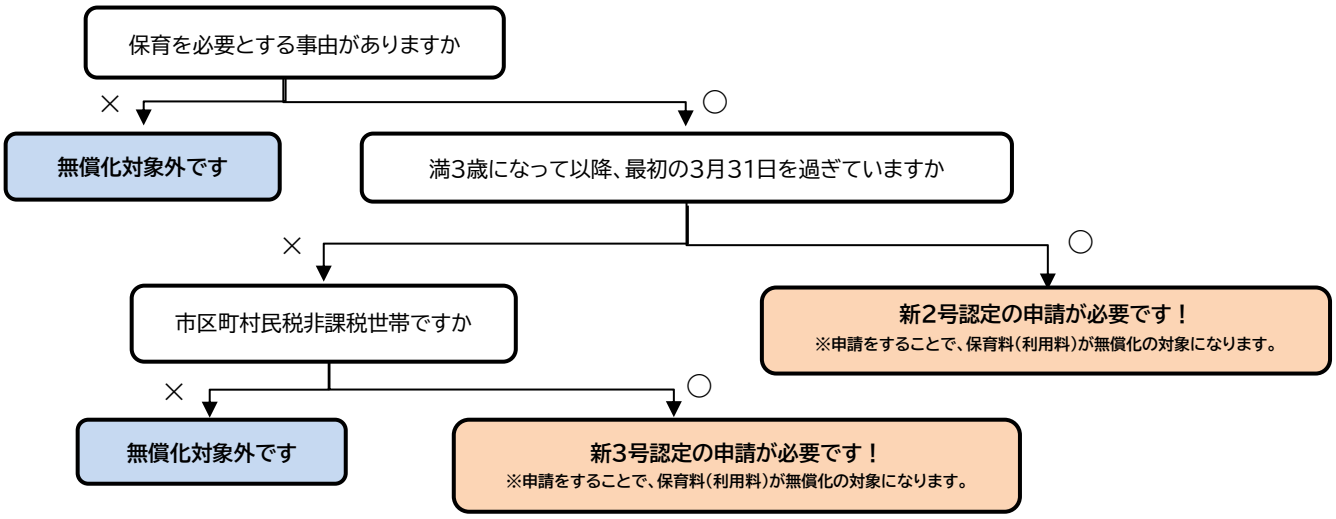

！注意！

※施設等利用給付認定は、**市が申請書を受領した日以前にさかのぼって認定できません！**

必ず、利用前に申請いただくようお願いします。（認定されていない利用分は自己負担になります。）

保育を必要とする事由について

新2号・新3号認定を希望する場合は、保護者及びその配偶者について、保育の必要性の認定が必要になります。保育の必要性が認められる事由は以下のとおりです。

事由	条件等
就労	月64時間以上の就労が常態であること
妊娠・出産	出産（予定日）の前後約8週（多胎妊娠の場合前約14週、後約8週）である場合
疾病・障害	市指定の診断書にて、家庭での保育が困難であることが認められる場合
介護・看護	市指定の診断書にて、家庭での保育が困難であることが認められる場合
求職活動	求職活動により家庭での保育が困難と認められる場合（3か月のみ）
就学	月64時間以上の就学が常態であること
災害復旧	地震、風水害、火災等の災害の復旧にあたり、家庭での保育が困難な場合
社会的擁護	虐待や家庭内暴力などの理由により、養育が困難と認められる場合
その他	上記の類する内容で市長が認める場合

4　申請に必要な書類（令和8年10月19 日よりオンライン開始。詳細 P.9～）

利用する施設や申請する認定の区分により必要な書類が変わります。

認定区分	提出書類
新1号認定	・子育てのための施設等利用給付認定申請書
新2号認定	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保護者及びその配偶者の「保育を必要とする証明書」
新3号認定	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保護者及びその配偶者の「保育を必要とする証明書」 ・市町村民税非課税証明書（必要な年度の1月1日現在に入間市外に居住がある方）

「保育を必要とする証明書」について

新2号・新3号認定に必要な「保育を必要とする証明書」は保育を必要とする事由により、必要書類が異なります。下記の表を参考に申請書に添付してください。

<table>
<tr><th colspan="3">保護者の状況</th><th>証明となる書類</th></tr>
<tr><td rowspan="5">就労</td><td colspan="2">会社勤務</td><td>〇就労証明書㊟</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自営業</td><td>中心者</td><td>〇就労証明書㊟
〇自営業の確認書類（確定申告書の写しなど、自営業であることが分かる書類
※会社が法人格の場合は、給与支払者からの証明を受けてください。
〇勤務実績申告書㊟</td></tr>
<tr><td>協力者
親族経営</td><td>〇就労証明書㊟
〇給与明細（直近3か月分）もしくは源泉徴収票の写し
〇勤務実績申告書㊟</td></tr>
<tr><td>手伝い（無給）</td><td>〇就労証明書㊟　〇勤務実績申告書㊟</td></tr>
<tr><td colspan="2">内職</td><td>〇就労証明書㊟　〇勤務実績申告書㊟</td></tr>
<tr><td colspan="3">妊娠・出産</td><td>〇母子手帳の母の氏名及び分娩予定日の記載のページの写し</td></tr>
<tr><td colspan="3">保護者の疾病・障害</td><td>〇診断書㊟
〇ケアプラン、看護・介護スケジュール（予定）申告書など介護の状況がわかるもの
●被介護者の障害者手帳・介護保険被保険者証など</td></tr>
<tr><td colspan="3">同居親族の介護・看護</td><td>〇診断書㊟</td></tr>
<tr><td colspan="3">就学</td><td>〇在学証明書　〇時間割等のスケジュールがわかるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">求職活動</td><td>〇求職活動に関する申立書㊟</td></tr>
<tr><td colspan="3">災害復旧</td><td>〇罹災証明書</td></tr>
<tr><td colspan="3">社会的擁護</td><td>●児童相談所等による公的な証明書</td></tr>
</table>

【記号】〇は必ず提出するものです。 ●はご用意できる場合は提出いただくものです。
㊟は市の指定様式があります。指定様式以外の証明書の場合、認定できない場合があります。

マイナンバー確認書類について

父、母及び申請する子について、マイナンバーの提出が必要になります。提出にあたり、マイナンバー確認書類と本人確認書類が必要です。
なお、既に同申請でマイナンバーを提出しており、変更がない場合は、申請書へのマイナンバーの記入及びマイナンバー確認書類の提出は必要ありません。

◆マイナンバー確認書類
・マイナンバーカード　・個人番号通知書　・マイナンバー記載の住民票

◆本人確認書類(顔写真付きのものは1点、顔写真のないもの(★)は2点提出が必要です。)
・マイナンバーカード　・運転免許証　・パスポート　・障害者手帳(写真有のみ)
・健康保険証★　・年金手帳★　・児童扶養手当証書★　・介護保険被保険者証★　など

5　施設等利用給付認定の申請方法について

認定の申請方法は利用する施設や申請の時期により異なります。下表をご確認ください。

利用施設	提出時期	提出先	提出期限
幼稚園・認定こども園	年度当初	入園予定・在籍している施設※4	施設から指定された期日まで
	年度途中	保育幼稚園課※5	入園日の15日前まで
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	年度当初		2月末まで
	年度途中		入園日(利用開始日)の15日前まで

※4　施設へ提出する場合は、特定個人情報の記載があるため、必ず封入してご提出ください。
※5　幼稚園や認定こども園のうち、年度途中でも施設に提出できる場合があります。

●市が申請書を受領した日以前にさかのぼって認定することが出来ませんのでご注意ください。
●新2号もしくは新3号認定をご希望の場合は、提出される際に必要書類を必ず揃えたうえでご申請ください。不足がある場合は、新1号認定として受理いたします。
●既に**新2号もしくは新3号認定**を受けている方については、保育の必要性の確認のため**毎年度申請が必要になります。**
●入間市外の施設を利用する場合は、施設に申請方法等をお問い合わせください。

6　施設等利用給付認定通知書について

申請いただいた内容を審査し、認定された方へ施設等利用給付認定通知書を送付いたします。通知書の発送時期の目安は以下のとおりです。

年度当初の申請の場合	3月下旬～4月上旬に認定通知書を送付します。
年度途中の申請の場合	受付日から1か月以内に認定通知書を送付します。

※既に施設等利用給付認定を受けている方で、年度切り替えによる認定の更新や、転園による認定申請を行った場合は、認定区分や認定期間に変更があった場合にのみ、新しい認定通知書を発送いたします。認定の内容に変更がない方は、再度通知は送付いたしません。

7　認定変更について

届出内容に変更がある場合は、市へ変更の申請が必要になります。下記を参照いただき、「施設等利用給付認定変更申請書」などの必要書類を保育幼稚園課へご提出ください。（書類は市役所で配布しているほか、市公式ホームページからダウンロード可能です。）

※　**認定変更についても、市が申請書を受領した日以前にさかのぼって認定変更できません。**

変更には下表の書類が必要です。また、下表に記載がない事項であっても届出内容に変更がある場合は、保育幼稚園課へ申請してください。

①家庭状況等に関する変更があった場合

変更状況	提出書類	備考（提出期限等）
市内で転居する場合	施設等利用給付認定変更申請書	転居後速やかにご提出ください
市外に転出する場合	施設等利用給付認定変更申請書	転出決定次第、速やかにご提出ください ※転出日で認定が取消になります。認定継続する場合は、転出先の自治体で無償化の手続きが必要です。
結婚した場合（事実婚含む）	施設等利用給付認定変更申請書 保育を必要とする証明書（新2号・新3号認定の場合）	速やかにご提出ください
離婚した場合	離婚の事実がわかる公的な書類	速やかにご提出ください

②利用施設の転園・退園・追加利用をした場合

変更内容	提出書類	備考（提出期限等）
転園する場合	施設等利用給付認定変更申請書	速やかにご提出ください
退園する場合		
施設や事業の追加利用をする場合		

③認定区分の変更および保育の必要性に関する変更

施設等利用給付認定は、原則として申請があった日以前にさかのぼって認定や認定変更ができません。そのため、認定区分の変更や保育の必要性に関する変更がある場合は、変更希望日以前に必ず施設等利用給付認定変更申請書を保育幼稚園課へご提出ください。

事由	変更状況	提出書類	提出期限
就労	勤務を開始した場合	就労証明書など	速やかにご提出ください
	勤務先が変わった場合		
	勤務時間が変わった場合		
	育児休業を取得した場合		出産日から8週以内
	育児休業から復帰した場合		復帰日から14日以内
	退職して求職活動した場合		速やかにご提出ください
妊娠出産	妊娠した場合	母子手帳の写し （分娩予定日＋母氏名がわかるページ）	産前休暇取得日または予定日の8週前まで（多胎妊娠の場合、14週前まで）
疾病障害	保護者の疾病・障害により保育の必要が生じた場合	診断書（市指定様式）	速やかにご提出ください
介護看護	介（看）護により保育の必要が生じた場合	診断書（市指定様式） 介護スケジュール等	
求職活動	求職活動中の方が勤務を開始した場合	就労証明書など	
	継続して求職活動を行う場合	求職活動の申立書 求職中の活動内容がわかるもの	認定終了月の25日まで
就学	学校に入学した場合	在学証明書（入学前は合格通知） 時間割等	速やかにご提出ください
	卒業（退学）し、その後も保育の必要がある場合	保育の必要性の事由に合わせた各証明書	

8　無償化対象早見表（令和8年10月1日～）

〇無償化（上限）額早見表

対象施設・事業		保育の必要性	対象者			
			3～5歳児クラス	2歳児クラス（満3歳）		0～2歳児クラス
			課税・非課税	課税	非課税	非課税
認可保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育		あり	利用者負担額（保育）	無償化対象外	利用者負担額（保育）	利用者負担額（保育）
副食費：3歳児クラス以上の年収360万円未満相当の世帯の子ども、第3子以降の子ども（小学校就学前の子どもでカウント）　月額5,100円						
【新制度移行済】幼稚園 認定こども園（教育部分）	教育時間のみ	なし	利用者負担額（教育）	利用者負担額（教育）	利用者負担額（教育）	
	預かり保育	あり	月額12,300円 （日額490円）	無償化対象外	月額17,700円 （日額490円）	
副食費：年収360万円未満相当の世帯の子ども、第3子以降の子ども（小学校3年生以下でカウント）　月額5,100円						
【新制度未移行】幼稚園	教育時間のみ	なし	月額28,000円	月額28,000円	月額28,000円	
	預かり保育	あり	月額12,300円 （日額490円）	無償化対象外	月額17,700円 （日額490円）	
副食費：年収360万円未満相当の世帯の子ども、第3子以降の子ども（小学校3年生以下でカウント）　月額5,100円						
認可外など		あり	月額40,300円	無償化対象外	月額40,300円	月額40,300円

※　令和8年9月30日までの無償化対象早見表についてはホームページをご確認ください。

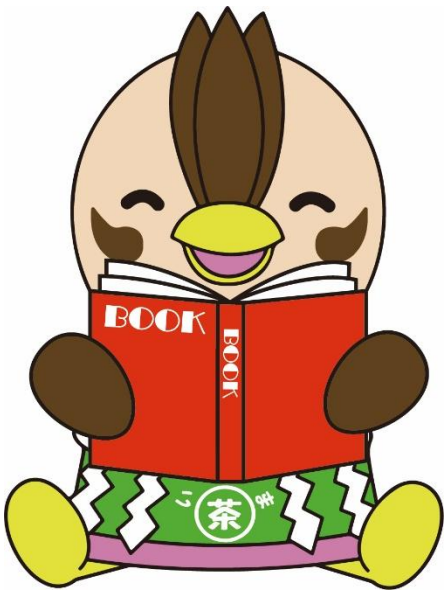

9　子育てのための施設等利用給付認定オンライン申請開始

令和8年10月19 日(月)より、子育てのための施設等利用給付認定のオンライン申請を開始いたします。マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自宅のパソコンやスマートフォンから24時間いつでも行えるようになります。申請内容は以下のとおりとなります。

オンライン申請の開始日

令和 8 年 10 月 19 日(月)～

対象となる認定開始日(いつからの認定が対象か)

令和 9 年 4 月 1 日(木)～

⚠ 【重要】令和 8 年度中の認定をご希望の方へ

令和 8 年度中の認定申請につきましては、これまで通り「書類(窓口・郵送)」での申請のみの受付となります。オンラインでは受付できませんので、ご注意ください。

オンライン申請に必要なもの

オンラインでの手続きには、以下のものが必要となります。あらかじめご準備ください。

- マイナンバーカード
  電子証明書(署名用電子証明書)が有効なものが必要です。
  暗証番号(数字 4 桁、および英数字混在の 6～16 桁)の入力が必要です。
- マイナンバーカードを読み取れる端末
  マイナンバーカードに対応したスマートフォン、または IC カードリーダライタを接続したパソコン
- 添付書類(必要に応じて)
  就労証明書など、認定理由を確認するための書類の画像データ(スマホの写真などでも可)
- 個人番号届出書
  オンラインでの提出が出来ないため、別途、保育幼稚園課に提出する必要があります。

オンライン申請はこちらから！

URL　https://logoform.jp/form/7Bob/1817021

QR コード

○電子申請にはスマートフォンアプリ「xID」でマイナンバーカードを利用した電子署名が必要です。

入力フォーム

申請にはスマートフォンアプリ「xID」でマイナンバーカードを利用した電子署名が必要です。
以下の内容をご確認の上、申請へお進みください。

申請の流れ

❶「xID」アプリで電子認証
認証用のPIN1（4〜12桁）を入力または生体認証の実施

❷ 申請フォームへ入力

❸「xID」アプリでマイナンバーカードを読み取り電子署名を行う

❹ 申請完了

Android端末で申請する場合は、回答送信時にエラーとなる恐れがあるため、「バッテリーセーバーをオフ」にした状態で申請してください。

電子認証を実施した後、申請フォームの入力画面に進めない場合は、ブラウザでページの再読み込み（更新）をお願いします。

申請に必要なもの

マイナンバーカード
電子署名を行うために利用します。

署名用電子証明書暗証番号
電子署名を行うために利用します。
マイナンバーカード交付の際に、ご自身で設定した英数字6〜16桁の暗証番号です。

スマートフォンアプリ「xID」
「xID」アプリは電子署名や電子認証（本人確認）をするために利用します。
パソコンから申請する場合もスマートフォンに「xID」アプリのインストールが必要です。

iPhoneをご利用の方
App Store からダウンロード

Androidをご利用の方
Google Play で手に入れよう

アプリ初回利用時にxIDアカウントを作成する必要があります。
xIDアカウント作成にはマイナンバーカード、署名用電子証明書暗証番号、メールアドレスが必要です。

xIDアカウント作成手順

動作環境を確認

申請へ進む前に確認してください

すべてにチェックを入れて申請へお進みください

- ☐ マイナンバーカードを用意しました
- ☐ 署名用電子証明書暗証番号を用意しました
- ☐ スマートフォンに「xID」アプリをインストールしました
- ☐ 「xID」アプリでxIDアカウントを作成しました

申請へ進む